

# 安芸広域市町村圏事務組合滞納整理条例施行規則

(平成 28 年 3 月 15 日 規則第 2 号)

(目的)

第 1 条 安芸広域市町村圏事務組合滞納整理条例(平成 28 年条例第 9 号。以下「条例」という。)第 6 条に規定する滞納整理に関する事務取扱手続きは、法令に別段の定めがあるもののほか、この規則に定めるところによる。

(用語)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 関係市町村 管理機構へ事案の移管を行う市町村をいう。
- (2) 市町村税等 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に規定する各税目(国民保険税を含む。)、督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。
- (3) 税外債権等 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)の規定に基づく市町村税等以外の債権及びその附帯債権をいう。
- (4) 滞納整理 関係市町村から移管を受けた市町村税等又は税外債権等に係る徴収、回収、滞納処分及び法的措置等を行うことをいう。
- (5) 徴税吏員 管理者又はその委任を受け市町村税等の徴収を行う管理機構の職員をいう。
- (6) 税外職員 管理者又はその委任を受け税外債権等の回収を行う管理機構の職員をいう。
- (7) 出納員 会計管理者の委任を受けた管理機構の職員をいう。
- (8) 現金取扱員 出納員の委任を受けた管理機構の職員をいう。

(事案の移管協議)

第 3 条 関係市町村の長は、市町村税等又は税外債権等の事案について移管を行う場合は、事案移管協議書(様式第 1 号)により、管理者に協議するものとする。

(事案の移管等)

第 4 条 管理者は前条による関係市町村の長からの協議に基づき、移管を受けることの適否の判断を行い、適当であると認める事案については事案引受書(様式第 2 号)により、適当でないと認める事案については事案不受理通知書(様式第 3 号)により、当該市町村の長に通知するものとする。

(事案の滞納整理)

第 5 条 管理者は移管を受けた市町村税等又は税外債権等の滞納者に対し、期限を指定して徴取引受通知書兼催告書(様式第 4 号)及び納付書(様式第 5 号。以下「管理機構納

付書」という。)を送付しなければならない。

- 2 徴税吏員又は税外職員は、前項の期限までに市町村税等又は税外債権等が完納されない場合は、国税徴収法（昭和34年法律第147号）その他関係法令に基づき、滞納処分又は強制執行等を行わなければならない。

（証票）

第6条 徴税吏員は、市町村税等の滞納整理に係る調査、徴収又は財産の差押等を行うときは、その身分を証明する徴税吏員証（様式第6号）を携帯しなければならない。

- 2 税外職員は、税外債権のうち国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができるものとされた債権（以下「強制徴収公債権」という。）の滞納整理を行うときは税外収入金滞納処分証（様式第6号の2）を、強制徴収公債権以外の債権の滞納整理を行うときは、税外収入金徴収職員証（様式第6号の3）を携帯しなければならない。

（市町村税等又は税外債権等の処理）

第7条 現金取扱員は、移管を受けた市町村税等又は税外債権等の収納をする場合は、現金領収証書（様式第7号）を発行して行う。ただし、管理機構の窓口で収納をする場合は、管理機構納付書によるものとする。

- 2 前項により収納した金銭は、出納員を通じ会計管理者に引継ぎをしなければならない。
- 3 滞納処分又は強制執行等による換価又は取立てにより移管を受けた市町村税等又は税外債権等を徴収する場合は、歳計外納付書（様式第8号）によるものとする。

（徴収金の送金等）

第8条 会計管理者は、前条第2項により引継ぎを受けた市町村税等又は税外債権等を安全な方法で保管し、その他の徴収分と併せて、徴収した月の翌月15日までに移管元の市町村の長に送金する。ただし、3月及び5月については、可能な限り当月中に送金するものとする。

- 2 前項の送金をする場合には、送金通知書（様式第9号）により、管理者はその内容を当該市町村の長に通知するものとする。

（移管後の収納等）

第9条 関係市町村の長は、管理機構へ移管した事案について移管後に徴収金の収納があったときは、直ちに移管事案収納通知書（様式第10号）により管理者に通知しなければならない。

（徴収金の受入口座の届出）

第10条 関係市町村の長は、第8条第1項の規定による徴収金を受け入れるため、受入口座を指定し、受入口座届出書（様式第11号）により管理者に届出なければならない。受入口座に変更があった場合も、同様とする。

（事案の変更及び取消等）

第11条 関係市町村の長は、移管した事案について、その内容に異動又は取消等の事由が生じた場合は、移管事案変更通知書（様式第12号）又は移管事案取消通知書（様式第13号）により、直ちに管理者に通知するものとする。

（事案の処理状況報告）

第12条 管理者は、移管を受けた事案について、その処理状況を事案処理状況報告書（様式第14号）により、定期的に関係市町村の長に報告しなければならない。

2 管理者は、移管を受けた事案について、次の各号いずれかに該当する事由が生じたときは、事案処理状況報告書を適宜補正して、関係市町村の長に報告しなければならない。

- (1) 滞納者について、徴収猶予、換価の猶予又はその他の猶予措置をしたとき。
- (2) 滞納者について、延滞金、遅延損害金その他の免除をしたとき。
- (4) 滞納者から審査請求又は訴訟の提起がなされたとき。
- (5) 滞納者について、滞納処分等の強制換価手続きを執行したとき。
- (6) その他報告すべき事項が生じたとき。

3 関係市町村の長は、移管事案について必要があるときは、管理者に対して処理状況の報告を求めることができる。

（事案の返還）

第13条 管理者は、移管を受けた事案については、原則として移管を受けた年度の末日までに、事案返還通知書（様式第15号）により関係市町村の長に返還するものとする。

2 管理者は、前項の規定にかかわらず、次の各号いずれかに該当するときは、事案返還通知書により、移管を受けた事案を関係市町村の長に返還するものとする。

- (1) 完納となったとき。
- (2) 滞納処分の執行停止その他の猶予措置が適当であると判定したとき又は不納欠損処分が適当であると判断した時
- (3) 滞納整理ができない事由が生じたとき。
- (4) その他返還すべき事由が生じたとき。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

番 号  
年 月 日

安芸広域市町村圏事務組合  
管理者 様

市町村長 印

## 事 案 移 管 協 議 書

安芸広域市町村圏事務組合滞納整理条例第3条の規定に基づき、貴組合（管理機構）  
に対し下記事案の移管を協議します。

記

移 管 内 容

- |             |   |
|-------------|---|
| 1 移管件数（実件数） | 件 |
| 2 移管金額（税 額） | 円 |

※添付書類 事案移管滞納者リスト、滞納者リスト、総括説明書、  
財産状況一覧、その他参考となる書類  
なお、滞納整理の進展に伴い必要となる書類は、適宜  
提出します。

様式第2号（第4条関係）

番 号  
年 月 日

市町村長 様

安芸広域市町村圏事務組合  
管理者



## 事 案 引 受 書

年 月 日付 発第 号で事案の移管依頼のあったことについて、下記のとおり移管を受けました。

### 記

#### 引 受 内 容

- |             |       |
|-------------|-------|
| 1 引受件数（実件数） | 件     |
| 2 引受金額（税 額） | 円     |
| 3 引 受 年 月 日 | 年 月 日 |

※添付書類 事案引受者リスト

様式第3号（第4条関係）

番 号  
年 月 日

市町村長 様

安芸広域市町村圏事務組合  
管理者



## 事 案 不 受 理 通 知 書

年 月 日付 発第 号で事案の移管依頼のあったことについて、下記のとおり移管を不受理としますので通知します。

記

- |              |   |
|--------------|---|
| 1 不受理件数（実件数） | 件 |
| 2 不受理金額（税 額） | 円 |

※添付書類 事案移管不受理者リスト

様式第4号（第5条関係）

番 号  
年 月 日

様

安芸広域市町村圏事務組合  
管理者 印

### 徴取引受通知書兼催告書

あなたの下記滞納について、安芸広域市町村圏事務組合同規約第3条第3項の規定により、当組合租税債権管理機構（以下「管理機構」という。）が徴収することになりました。

つきましては、同封の納付書により下記納付期限までに金融機関等において必ず納めてください。

なお、延滞金は、納める日により異なりますので、元本完納後、後日通知します。

納付期限までに完納されないとき又は納税相談がない場合には、滞納処分(差押)や強制執行を行いますのでご承知おきください。

また、今後、基本的に管理機構から連絡、通知及び訪問をすることはありません。

記

移管元	
-----	--

種別	年度	期別	納期限	金額	督促手数料	延滞金等
合 計						

延滞金等の金額は、納める日により異なります。

納付期限	
------	--

※ この文書の到達前に完納されている場合には、行き違いですので、あしからずご了承ください。

※ 連絡先





様式第6号（第6条関係）

		第	号
徴 税 吏 員 証			
職名			
氏名			
	年	月	日発行
安芸広域市町村圏事務組合			
管理者 印			

様式第6号の2（第6条関係）

		第	号
税外収入金滞納処分証			
職名			
氏名			
	年	月	日発行
安芸広域市町村圏事務組合			
管理者 印			

様式第6号の3（第6条関係）

		第	号
税外収入金徴収職員証			
職名			
氏名			
	年	月	日発行
安芸広域市町村圏事務組合			
管理者 印			

様式第7号（第7条関係）

第1片

現金領収証書（原符）							
住 所・所在地					移管元		
氏 名・名 称					年度		
収 納 内 容					個人番号		
種別	年度	期別	金額	督促手数料	延滞金等	未納額	備考
合 計							
領収金額							
年 月 日 上記のとおり領収しました。 安芸広域市町村圏事務組合租税債権管理機構 出納員（現金取扱員）							

第2片

現金領収証書（出納員引継添付）							
住 所・所在地					移管元		
氏 名・名 称					年度		
収 納 内 容					個人番号		
種別	年度	期別	金額	督促手数料	延滞金等	未納額	備考
合 計							
領収金額							
年 月 日 上記のとおり領収しました。 安芸広域市町村圏事務組合租税債権管理機構 出納員（現金取扱員）							

第3片

現金領収証書							
住 所・所在地					移管元		
氏 名・名 称					年度		
収 納 内 容					個人番号		
種別	年度	期別	金額	督促手数料	延滞金等	未納額	備考
合 計							
領収金額							
<p>年 月 日 上記のとおり領収しました。 安芸広域市町村圏事務組合租税債権管理機構</p> <p style="text-align: right;">出納員（現金取扱員） <span style="float: right;">㊟</span></p>							

様式第8号（第7条関係）

第1片

安芸広域市町村圏事務組合租税債権管理機構 公 金

領 収 済 通 知 書

第三債務者	様				
移管元		引受年度		個人番号	
納税者等	様				
金 額					
延滞金額					
合 計					
目 的	差押債権等受入金				
履行期限	平成 年 月 日				
発行日	平成 年 月 日				

裏面記載の金融機関等で納付してください。

統括店領収印	経由機関領収印	受付機関領収印

安芸広域市町村圏事務組合租税債権管理機構  
歳入歳出外現金 会計管理者

第2片

安芸広域市町村圏事務組合租税管理機構 公 金

納 付 書 ( 原 符 )

第三債務者	様				
移管元		引受年度		個人番号	
納税者等	様				
金 額					
延滞金額					
合 計					
目 的	差押債権等受入金				
履行期限	平成 年 月 日				
発行日	平成 年 月 日				

統括店領収印	経由機関領収印	受付機関領収印

安芸広域市町村圏事務組合租税債権管理機構  
歳入歳出外現金 会計管理者

様式第8号（第7条関係）

第3片

安芸広域市町村圏事務組合租税債権管理機構

公 金

領 収 証 書

第三債務者					
移管元		引受年度		個人番号	
納税者等					
金 額					
延滞金額					
合 計					
目 的	差押債権等受入金				
履行期限	平成 年 月 日				
発行日	平成 年 月 日				

上記のとおり領収いたしました。

受付機関領収印

- ◎ 裏面をよくお読みください。
- ◎ この領収証書は必ず5年間保管してください。

様式第9号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

市町村長 様

安芸広域市町村圏事務組合  
管理者



## 送 金 通 知 書

当組合（管理機構）で引き受けた事案について、徴収金を収納しましたので、次のとおり送金します。

(個人番号) 氏 名	種 別	収納件数 (期別税目毎)	収 納 金 額	収 納 事 由
合 計				
添 付 書 類	徴収金明細書			

振込予定日： 年 月 日

様式第 10 号（第 9 条関係）

番 号  
年 月 日

安芸広域市町村圏事務組合  
管理者 様

市町村長 

## 移 管 事 案 収 納 通 知 書

貴組合（管理機構）に対し移管をした事案の一部について、徴収金の収納がありましたので、下記のとおり通知します。

記

- |           |   |
|-----------|---|
| 1 徴収金収納件数 | 件 |
| 2 徴収金収納金額 | 円 |

※添付書類 徴収金収納者リスト

様式第 11 号 (第 10 条関係)

番 号  
年 月 日

安芸広域市町村圏事務組合  
管理者 様

市町村長 

## 受 入 口 座 届 出 書

貴組合（管理機構）からの徴収金を受け入れる口座を、安芸広域市町村圏事務組合  
滞納整理条例施行規則第10条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

金融機関名

支 店 名

口座の種類

口座番号

口座名義

様式第 12 号 (第 11 条関係)

番 号  
年 月 日

安芸広域市町村圏事務組合  
管理者 様

市町村長 

## 移 管 事 案 変 更 通 知 書

貴組合（管理機構）に移管をした事案の事項に変更があったので、下記のとおり通知します。

記

変更件数 件

変更内容

※添付書類 移管事案変更者リスト、変更を証する書類

様式第 13 号 (第 11 条関係)

番 号  
年 月 日

安芸広域市町村圏事務組合  
管理者 様

市町村長 印

## 移 管 事 案 取 消 通 知 書

貴組合（管理機構）に移管をした事案について、下記のとおり取り消します。

記

取消件数 件

取消金額 円

※添付書類 移管事案取消者リスト、取消事由を証する書類

様式第 14 号 (第 12 条関係)

番 号  
年 月 日

市町村長 様

安芸広域市町村圏事務組合  
管理者



## 事 案 処 理 状 況 報 告 書

当組合 (管理機構) が移管を受けている事案の 年 月 日現在の状  
況は、下記のとおりです。

記

引受件数 件

引受金額 円

※添付書類 移管事案処理状況一人別調書

様式第 15 号 (第 13 条関係)

番 号  
年 月 日

市町村長 様

安芸広域市町村圏事務組合  
管理者



## 事 案 返 還 通 知 書

当組合（管理機構）が移管を受けている事案について、下記のとおり返還します。

記

返還件数 件

返還金額 円

※添付書類 引受事案返還者リスト、引受事案返還者一人別調書